

令和3年第5回大口町議会定例会一般質問

質問者	議席番号	2	氏名	江幡満世志
-----	------	---	----	-------

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問(1)	寝具洗濯乾燥サービス事業は当初どのような目的で始めたのか。
------	-------------------------------

【回答】(回答者：健康福祉部長)

町内に在住の在宅で生活している、寝具の乾燥等が困難な方を対象に、寝具を清潔な状態に保持することで、生活の質の向上を図ることを目的に、平成12年度から実施しています。

具体的な利用対象者としては、

- 介護保険法第27条により要介護2から要介護5の認定を受けている方
- 身体障害者手帳の交付を受けている障がいの程度が1級又は2級に該当する方
- 特定疾患医療給付事業受給者票の保持者
- 70歳以上の単身高齢者
- 75歳以上の者で構成される高齢者世帯に属する方

となっており、令和2年度実績は、4の方が年間で66回利用されました。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問 (2)	シーツやパッド等の、良いものも普及しているが、汚れた布団で1カ月我慢できるのか、削減に至った理由と説明をもとめます。
-------	--

【回答】(回答者：健康福祉部長)

先の答弁において、ご説明させていただきましたとおり、現時点では、それほど多くの方の利用はありません。一方、単身高齢者や高齢者のみで生活する世帯も増加傾向にあることから、今後は、本制度の利用者も増加するものと見込んでおり、高齢者の暮らしを支える大切なサービスを一人でも多くの皆さんにご利用いただけるよう、利用回数の上限を変更し、限りある財源の中で継続していきたいとの思いで制度改正を致しました。

利用者の状況により、さらに支援が必要とされる場合には、他の生活支援サービスとして、コミュニティ・ワークセンターの『ワンコインサービス』や社会福祉協議会が実施する『しゃきょうSOSおたすけ隊サービス』を、要支援・要介護認定を受けておられる方にとっては、訪問介護サービスとの併用など、その方にあった支援策をご案内してまいります。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（3）	住宅改修費助成事業での見直し点を簡略に、説明求めます。
------	-----------------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

住宅改修費助成事業については、要支援・要介護認定を受けた方が、居住する家屋の改修に必要な経費に対し、介護保険で利用できる20万円に加え、町独自の事業として対象工事費50万円を上限にその2分の1を助成しておりました。

今年度からの改正では、助成の対象となる工事費の上限額を50万円から30万円とし、工事内容については、ユニットバスへの改修を対象外といたしました。

でよろしくお願いたします。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（４）	トイレの改修工事は対象になるのか
------	------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

トイレの改修工事は、対象の方の身体状況により、和式から洋式便器などに取り換える工事をはじめ、トイレ内の手すりの取り付けや段差の解消、床材の変更等が想定されますが、いずれも介護保険制度において対象となる工事が、町独自の福祉施策である『住宅改修費助成事業』の対象となります。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（5）

ユニットバスへの改修工事はなぜダメなのか

【回答】（回答者：健康福祉部長）

今回の制度改正にあたり、これまでの実績等から、現状確認を致しましたところ、浴室の改修工事については、単身高齢者や高齢者のみで暮らす世帯は、耐用年数や工事にかかる費用を考え、手すりの設置やドアの取り換え、段差の解消など必要最小限の改修で済まされる場合が多く、ユニットバスへの改修工事については、比較的若い世代等同居家族のある要支援・要介護認定者が実施される傾向にありました。

ユニットバスに改修された場合であっても、対象者自身はデイサービス等において入浴されるなど、改修された浴室の利用は少ない傾向にあり、介護のための改修というよりリフォーム性が高い状況がうかがえます。

限りある財源を一人でも多くの利用者や他の福祉サービス（毎年増加傾向にある配食サービスや在宅生活支援事業、外出支援サービス等）において活用できればと考え、町独自の制度として実施する本制度の対象工事から除外することと致しました。

ただし、介護保険制度の住宅改修については、上限20万円で、浴室内の段差解消や床材の変更として、ユニットバスへの改修にかかる経費の一部が給付の対象となります。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（6）	在宅生活支援事業の中で、住宅改修について、その詳細を説明してください。
------	-------------------------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

在宅生活支援事業については、70歳以上の高齢者で日常生活に支障があり、要支援・要介護認定を受けていない方に対し、転倒防止など介護予防を目的として、手すりの取り付け等の住宅改修費を助成するものです。

助成額は、対象経費の限度額の上限10万円までのうち、申請者ご本人の介護保険料段階（所得の状況）に応じ、町が9割から7割を負担します。

令和2年度の在宅生活支援事業の総申請件数は40件で、手すりの取り付け等住宅改修にかかる経費の一部助成を利用された方が29名、入浴補助用具や補高便座などの購入補助を利用された方が14名でした。うち3名の方が併用されました。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（7）	2階への階段に手摺をしたいが「対象にならない」と言われたと苦情があるが事実か
------	--

【回答】（回答者：健康福祉部長）

介護保険の住宅改修の実施にあたっては、介護給付費適正化の観点から、申請前に対象者の身体状況と日常生活における工事の必要性を確認すべく、本人及び家族をはじめ施工予定の事業者や介護支援専門員立ち会いのもと、現地調査を行っています。

階段の手すりについては、住宅の構造上2階にしか当該対象者の居住スペースが取れない場合に限り、認められることとなっております。これは、階段利用時における転倒リスクを考慮し、可能な限り、1階に居住スペースを確保することで、要支援・要介護認定者の移動の安全性を担保する観点がある背景にありますので、ご理解ください。

なお、介護予防のための在宅生活支援助成事業については、2階への階段手すりも対象になっております。

1 高齢者福祉施策の縮小はやめよ

問（8）	身体状態の変化で必要に応じて複数回の利用はできるか
------	---------------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

介護保険制度における住宅改修については、対象工事費の上限が20万円に達するまで、必要に応じて複数回の申請が可能となっております。

身体状況の変化に伴う申請にあたっては、要介護状態が3段階以上重度化した場合、また対象者本人の転居に伴い、新たに住宅改修が必要となった場合には、再度20万円まで、活用していただくことができます。

なお、町独自の上乗せ分として実施する住宅改修助成事業については、対象者につき1回限りとなっておりますが、転居に伴う住宅改修を実施される場合には、この限りではありませんので、再度、ご活用いただくことも可能となっております。

2 地域自治組織のこれからについて

問（1）	地域自治組織はなぜ必要なのか。
------	-----------------

【回答】（回答者：地域協働部長）

地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織とまちづくり基本条例で定義されています。

平成23年11月に「大口町まちづくりを考える会」から提案された「新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書」によると、その設立の背景として、

- ① 過去の高度成長により町の財政が豊かになったことにより、行政区内の課題を徐々に行政サービスで賄うことができるようになってきたことから住民の行政への依存体質が出来上がったこと。
- ② また、世帯から個人へ住民の生活スタイルが変化したことにより、多様化した住民ニーズに行政だけでは対応することが困難になってきたこと。
- ③ 今後、ますます高齢化が進むことにより、社会保障費の増加が懸念され、住民に対する様々な行政サービスの提供をこのまま維持していくことが困難になってくること。

こういった背景を踏まえ、「大口町まちづくりを考える会」では、概ね小学校区の「地域」に権限と財源を委ねることにより、行政への要望依存型ではなく、課題解決のための提案とその決定権を持ち「地域で求めることは、地域で話し合っって実行する」ための「新しい地域自治組織」の設立が必要であると提案されており、町としてもその必要性を認識し設立を支援してきたところです。

2 地域自治組織のこれからについて

問（２）

全国の自治体で、どれだけの自治体で取り入れているのか。

【回答】（回答者：地域協働部長）

総務省の令和２年度地域運営組織実態把握調査によると本町で言う地域自治組織と同様、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する「地域運営組織」が形成されている市区町村は１７４１団体中８０２市区町村（４６．１％）となっており、地域運営組織の組織数は５，７８３組織となっています。

2 地域自治組織のこれからについて

問（3）	取り入れている自治体の規模等は。
------	------------------

【回答】（回答者：地域協働部長）

地域運営組織を取り入れている自治体の規模等に関する明確な調査結果はありませんが、平成の大合併により合併した自治体で、山間過疎地域を持つ自治体に多く見られる傾向にあります。

そのため、面積的には、規模の大きな自治体が多い傾向にあります。

2 地域自治組織のこれからについて

問（４）	「これからの地域づくり提案書」はどの様に作られたのか。
------	-----------------------------

【回答】（回答者：地域協働部長）

先の質問でもお答えしましたが、大口町では、平成21年に制定された「大口町まちづくり基本条例」により、地域自治組織の設立が促され、当時の区長経験者の方々と一緒に協議、検討を重ね、平成25年に町内全ての地域に、概ね小学校区を単位とした地域自治組織が設立されました。

行政区は、住民の皆さんにとって一番身近な組織として生活基盤を支える地縁の繋がりで構成される組織、地域自治組織は、地域の課題解決に努め、住民のより良い暮らしを実現するために活動する公共的組織として、上下の関係ではなく連携することを目指し活動してきましたが、活動の年月を重ねても「行政区と地域自治組織の役割がわからない」というご意見が多く聞こえてきたことから、「行政区と地域自治組織がこれから担うべき役割を整理すること」などについて検討をいただくため、平成30年11月に「大口町これからの地域づくり検討委員会」を立ち上げました。

検討委員会では、本委員会の設置目的から地域自治組織の経緯、成り立ちについての説明をした後、地域自治組織、行政区のそれぞれの現状と課題を洗い出しながら、地域自治組織において先進的な取り組みをしている富山県南砺市に当時の区長さんとともに視察を行いました。

また、本委員会のアドバイザーをしていただきました四日市大学の岩崎学長から「ますます高まる地域自治組織の必要性、重要性」と題したお話しをいただき、行政区と地域自治組織は一体となるべきとする中間報告が令和2年3月に提出されました。

その後、具体的な地域の課題解決に繋がる事業イメージ等の議論を踏まえ、「これからの地域の理想の姿」を実現するために「行政区と地域自治組織が一体となり地域づくりに取り組む体制づくり」を目指して「地域自治組織は地区の連合体」であると位置付けた「大口町これからの地域づくり提案書」を令和2年11月に提出いただきました。

2 地域自治組織のこれからについて

問（５） 推進する上で最大の課題は何か。

【回答】（回答者：地域協働部長）

先の質問でもお答えしましたが、地域自治組織が設立されている自治体は、合併により行政サービスが行き届きにくくなった山間過疎地域を抱えている自治体に多い傾向にあります。

こういった自治体では、地域住民自らが地域の困りごとを解決していく取り組みをしなければ生活自体に支障をきたすことから、その危機感は強いものがあります。

幸いにも本町においては、そういった自治体に比べ財政的にも、まだ余裕があり、実感として生活自体に支障をきたすような危機感は薄いように感じられ、職員を含む住民の皆さんの危機感の薄さが、この地域自治の取り組みを推進していく上で最大の課題であると感じています。

しかしながら、本町においても高齢化は確実に進んでおり、今後ますます後期高齢者の割合は増加し、社会保障費の増大から町財政に与える負担が大きくなることは明白です。

町では、この3月に町が保有している統計データや国勢調査のデータを活用し、地域単位に集計した「地域カルテ」を作成しました。この「地域カルテ」で用いた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」による人口ビジョンデータでは、2050年に本町の高齢化率はピークを迎え、26.3%になることが推計されています。一方、生産年齢人口の構成率は58.0%となり、財政的に非常に厳しい状況に陥ることが推測されます。

本町は、他市町に比べれば、こういった状況に陥る時期の到来が遅く、全国的に見ても稀有な猶予期間があります。今後は、先程申し上げた「地域カルテ」を用いながら、将来おとずれる「地域」の状況を地域の方々と共有しながら地域自治の必要性を訴えていきたいと考えております。